

教員免許取得プログラム

教員免許取得プログラムは、本研究科入学者で、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の免許状（1種又は2種）の取得を希望する方に対して、研究科の授業履修と併行して学部の授業科目の履修を認め、1校種又は1教科に限り免許状を取得できるようにするものです。

本プログラムは、本研究科入学試験の出願時に受講を申請し、本研究科の入学試験に合格し、併せて本プログラムの受講を許可された入学者が、受講することができます。

本プログラムの受講生には、研究科の授業履修と併行して免許状取得のための単位を履修する強固な意志と計画的な努力が求められます。

1 申請の条件と取得できる免許状

(1) 「教職リーダーコース」及び「授業実践開発コース」

入学時に既に取得している免許と入学後に取得可能な免許の関係は、下表の通りです。

既取得免許 取得可能免許	幼	小	中	高
幼稚園1種	①	○	□	□
幼稚園2種	□	○	□	□
小学校1種	□	①	□	□
小学校2種	○	□	□	□
中学校1種	-	-	①	□
中学校2種	-	-	□	□
高等学校1種	-	-	○	②

「-」はこの制度の対象外であることを示します。「○」（①②を含む）は2年間で取得できることを、「□」は取得のために3年間で要する場合であることを示します。

①は当該校種の2種免許状を取得している場合、②は高等学校地理歴史又は公民のいずれかの免許状を取得している方が、他方の教科の免許状を取得しようとする場合です。

高等学校免許状を取得している方が中学校免許状を取得しようとする場合、既修得単位によっては取得のために3年間で要することがあります。

小学校の免許状については、入学時までに小学

校・中学校・高等学校のいずれかの免許状を取得していることが条件となります。中学校の免許状については、入学時まで当該教科の2種免許状又は同一教科の高等学校1種免許状を取得していることが条件となります。高等学校の免許状については、入学時まで同一教科の中学校免許状を取得していることが条件となります。ただし、中学校技術と高等学校工業、中学校社会と高等学校地理歴史又は公民は、同一教科として扱います。高等学校地理歴史又は公民のいずれかの免許状を取得している方は、他方の教科の免許状の取得が可能です。

取得できる免許状は、当該受講生が既に有している免許状の上位の免許状の取得を含めて、1校種又は1教科です。ただし、中学校及び高等学校の同一教科、中学校技術及び高等学校工業、中学校社会及び高等学校地理歴史・公民の免許状が同時に取得可能な場合には、1教科とみなします。

(2) 「特別支援教育実践開発コース」

取得している特別支援学校免許状が1種か2種にかかわらず、領域の追加が可能です。また、特別支援学校2種免許状を取得している方は、特別支援学校1種免許状の取得が可能です。これらは原則として2年間で取得できますが、追加する領域が多い場合などに必要単位の履修に3年間で要することがあります。

2 履修単位

(1) 履修可能単位数

本プログラムの受講により履修できる単位数は、本研究科の授業に支障のない範囲内において2年間で32単位以内です。なお、本プログラムによって取得した単位は、研究科修了の要件となる単位とはなりません。

(2) 教育実習の履修

小学校免許・幼稚園免許とも未取得の方が小学校免許を取得するには、教育実習の履修が必要です。該当者は、群馬大学教育学部附属小学校において、5週間（5単位）の教育実習を履修します。